

JA徳島県青協 ポリシーブック 2020（案）

（国会議員要請用）



徳島県農協青壮年組織協議会

JA 青年組織綱領

我々JA青年組織は、日本農業の担い手としてJAをよりどころに地域農業の振興を図り、JA運動の先駆者として実践する自主的な組織である。

さらに、世界的視野から時代を的確に捉え、誇り高き青年の情熱と協同の力をもって、国民と豊かな食と環境の共有をめざすものである。

このため、JA青年組織の責務として、社会的・政治的自覚を高め、全国盟友の英知と行動力を結集し、次のことに取り組む。

1. われらは、農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する。

JA青年組織は、農業の担い手として地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて地域社会において環境・文化・教育の活動を行い、地域に根ざした社会貢献に取り組む。

1. われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う。

人間の「いのちと暮らし」の源である食と農の持つ価値を高め、実効性のある運動の展開を通じて、農業者の視点と生活者の視点を合わせ持った責任ある政策提言を行う。

1. われらは、自らがJAの事業運営に積極的に参画し、JA運動の先頭に立つ。

時代を捉え、将来を見据えたJAの発展のため、自らの組織であるJAの事業運営に主体的に参加するとともに、青年農業者の立場から常に新しいJA運動を探求し、実践する。

1. われらは、多くの出会いから生まれる新たな可能性を原動力に、自己を高める。

JA青年組織のネットワークを通じて営農技術の向上を進めるとともに、仲間との交流によって自らの新たな可能性を発見する場をつくり、相互研鑽を図る。

1. われらは、組織活動の実践により盟友の結束力を高め、あすの担い手を育成する。

JA青年組織の活動に参加することによって、個人では得られない達成感や感動を多くの盟友が実感できる機会をつくり、このような価値を次代に継承する人材を育成する。

(注釈)本綱領は、JA全青協設立の経過を踏まえて「鬼怒川5原則」「全国青年統一綱領」の理念を受け継ぎ、創立50周年を契機に現代的な表現に改めるとともに、今後目指すべきJA青年組織の方向性を新たに盛り込んだものである(平成17年3月10日制定)。

目次

- ①水田農業について…………… 1
- ②畜産農業について…………… 2
- ③担い手・新規就農者対策について…………… 3
- ④鳥獣害対策について…………… 6
- ⑤農産物の安全安心について…………… 7

①水田農業について

課題

- 30年産米から国による生産調整が廃止され、関係者が一体となった生産調整をすすめた結果、現在、需給と価格は安定している。しかし、引き続きの需要減少が想定されるなか、2年産の全国生産量は減らさざる得ない状況であり、長期的な安定経営を脅かす恐れがある。

行政に提案・要望すること

- 生産者が永続的に農業を続けていけるよう、水田活用の直接支払交付金の法制化も視野に入れた政策展開を要請する。

②畜産について

課題

- 農業者の所得の向上について、依然として飼料価格が高止まりしており、生産コスト低減が困難な状況に追い込まれている。
- 国の政策は法人や大規模農家を対象とした事業の拡充を進めてきた。一方で個人でも活用しやすい事業が少なく、小規模な投資がしにくい。

行政に提案・要望すること

- 畜産クラスター事業の予算拡充・条件緩和、また、個人経営に対する投資が可能な制度及び予算拡充を要請する。

③担い手・新規就農者対策について

課題

- 労働力不足解消のため、出入国管理法が改正されたが、外国人労働者の受け入れには、様々な懸念があり、慎重な対応が求められる。
- 雇用人材の育成にかかる負担が大きい。また、農業法人での終身雇用が増加している。
- 元年度から農業次世代人材投資資金の予算が減額され、経営が不安定な初期段階の支援が乏しくなっている。また、就農後の支援についても政策展開を要請する。
- 原油価格の高騰など生産コストが増加するなか、販売価格へ転嫁することができていない。

行政に提案・要望すること

- 外国人労働者を安定して受け入れられるよう、優良な実績のある国籍の人をまとめて斡旋する体制づくりを要請する。
- 他県と連携して、繁忙期の異なる生産者間でのパート雇用者のシェアができる体制づくりを要請する。
- 農業次世代人材投資資金の予算ならびに就農後の農地及び農機具の準備が確約される補助制度の拡充を要請する。
- 軽油・重油免税制度の恒久化を要請する。

農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金)

準備型(研修期間中)【事業実施主体】徳島県

対象者

徳島県が認めた研修機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける就農希望者

支給水準

年間150万円を最長2年間(海外研修を受ける場合、最長3年間)

経営開始型(独立、自営就農後)【事業実施主体】市町村

対象者

人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられることが確実と見込まれる)就農時の年齢が原則50歳未満の独立・自営就農者

支給水準

交付金の額は、経営開始初年度は給付期間1年につき1人あたり150万円を交付し、経営開始2年以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得を減じた額に3/5を乗じた額を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。

交付対象の特例

- ・夫婦とも就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は夫婦合わせて1.5人分を交付する。
- ・複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。
- ・平成25年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、交付は就農後5年度目までとする。

就農支援サイト「農の宝島!とくしま」より

農業に使用する軽油取引税の免税

農業用の機械等に使用する軽油は、免税証の交付などの手続きを受ければ、軽油取引税が免税になります。(1リットル当たり32.1円)

<対象となる農業用の軽油>

農業を営む者(農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるもの)すべての委託を受けて農作業を行う者を含む)が使用する耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械の動力源に使用する軽油

※本措置は平成30年4月1日から3年間延長されています。

農林水産省HPより

農業用A重油の石油石炭税の免税及び還付《石油石炭税》

特例の内容

農業者が農業に用いるA重油は石油石炭税(2,800円/キロリットル(※))が免除されます。農業用の輸入A重油と国産A重油では以下のとおり、石油石炭税が免除される段階が異なります。

(※)A重油に課される石油石炭は、平成28年4月から地球温暖化対策のための税760円/キロリットルを含め、2,800円/キロリットルとなっております。

①農業用輸入A重油の場合

輸入業者(全農など)が石油石炭税を免除され、農業者への販売価格に反映されていません。

②農業用国産A重油の場合

石油石炭税が課税済みの原油から国内において製造された国産A重油で農業用に使用された場合には石油石炭税に相当する金額が製造者に還付され、農業者への販売価格に反映されています。

農林水産省HPより

平成29年度税制改正主要事項より一部抜粋

農林漁業用A重油に対する石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む。)の免税・還付措置の適用期限を3年延長(石油石炭税)

農林水産省HPより

④鳥獣害への対策について

課題

- 捕獲資材や侵入防止柵の設置が高価で多額の費用がかかり、負担が大きい。
- 近隣に処理加工施設がない地域では、捕獲鳥獣をジビエに利用することが難しく、有効活用ができていない。
- 近年、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）が大量発生しており、水稻への被害が深刻であるが、有効であるツバキ油の使用は、魚毒性があるため規制されている。

行政に提案・要望すること

- 箱わなやくくりわなの貸し借りのシステムの考案を要請する。
- 捕獲鳥獣の有効活用を図るため、処理加工施設の整備やジビエ利活用の促進などの政策展開を要請する。
- スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）の駆除に有効な農薬の開発を要望する。

⑤農産物の安全安心について

課題

- H A C C P義務化や東京オリンピック・パラリンピックを背景に、食の安全安心への意識が高まっている。生産現場では、安全安心へのニーズに対応するため、第三者認証G A P取得への取り組みを進めているが、審査費用等のコストが高額であることが大きな負担となっている。

行政に提案・要望すること

- 行政O Bを審査員として登用し、審査料の低減および第三者認証G A Pの普及拡大することを要請する。
- 維持・更新審査料など、取得後に必要な経費についても補助が受けられるよう事業の拡充を要請する。